

# 令和8年度 特定建築物定期点検外 業務委託仕様書

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度 特定建築物定期点検外業務委託

### (2) 業務期間

契約の日から令和9月3月19日まで

### (3) 施設の場所

長野市大字鶴賀ほか ふれあい福祉センター外 102施設

### (4) 対象建物

別紙1のとおり

## 2 業務の内容

### (1) 定期点検

#### ア 建築基準法第12条第2項に基づく建築物の点検

※建築物の外装仕上げ材等の打診調査は、手の届く範囲のみとし、竣工から10年が経過した建築物であっても全面打診等による調査は行わない。

#### イ 定期点検項目の状況確認と劣化度の評価

① 建築基準法第12条第2項に基づく建築物の点検項目のうち、建築物の外装仕上げ材について、タイル、石貼り及びモルタル等が使用されている施設の確認

② 建築基準法第12条第4項に基づく建築設備等の点検項目について、点検対象設備の有無と点検実施状況の確認

③ 劣化度の評価

アの点検結果を踏まえ、対象建物の劣化度を評価

### (2) ユニバーサルデザイン（UD）調査

#### ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）等への適合調査

① 既存建築物のバリアフリー法や長野県福祉のまちづくり条例への適合状況確認

② ①の結果を踏まえ、改善策等を検討し、改修難易度を評価

#### イ UDの確認

① 施設管理者への確認（様々な利用者を受入れる施設としての課題、利用者からの要望・苦情等の有無やその内容など）

② ①の結果を踏まえ、改善策等を検討し、改修難易度を評価

## 3 資格要件

本業務の点検・確認・調査を行う者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士の資格を有する者
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者

#### 4 適用基準等

- (1) 特定建築物定期調査業務基準（2025年改訂版）（財）日本建築防災協会
- (2) 特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）（財）日本建築防災協会
- (3) 建築設備定期検査業務基準書（2023年版）（財）日本建築設備・昇降機センター
- (4) 建築設備定期点検業務基準（公共建築物用）（財）日本建築設備・昇降機センター
- (5) 防火設備定期検査業務基準（2025年改訂版）（財）日本建築防災協会
- (6) バリアフリー法逐条解説（建築物）（2021年版）日本建築行政会議
- (7) 長野県福祉のまちづくり条例設計マニュアル（平成28年3月発行）長野県
- (8) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説（平成18年版）（社）公共建築協会

#### 5 業務の処理

- (1) 受託者は、業務開始前に、担当技術者通知書及び実施工程表を提出し、監督職員の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況に応じて監督職員に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
- (3) 現地調査に当たっては、各施設の担当者等と調査日程及び調査内容について打合せを行い、監督職員に報告すること。
- (4) 定期点検等の状況や調査・評価結果及び改善方策等について、監督職員に説明を行うこと。

#### 6 業務実施要領

##### (1) 業務の方針

##### ア 定期点検

- ① 増改築、用途変更や模様替え及び工作物等の増設等の履歴に留意し、これらがあった場合には、その状況を確認すると共に、建築物等の安全性を重点に点検を実施する。
- ② 点検対象の建築物等が、現在使用されているそのままの状態において安全であるか否かを最新の技術に基づいて総合的に判断する。
- ③ 劣化・損傷の状況や安全について危惧あるいは疑問があるが、本定期点検では点検が不能又は不十分の場合は、別途協議の上精密検査などの実施を検討する。
- ④ No. 86～96については、JAとの共有施設であるため、内部調査については、市の専有部分のみを対象とする。

- ⑤ 常閉防火扉、換気設備、可動式防煙壁、非常用照明等の調査及び点検については、長野市建築基準法施行細則に基づき本業務で実施する。

#### イ UD調査

- ① 既存施設の問題点や利用者ニーズを把握するための調査であり、現地調査や施設管理者に対するヒアリングを重点に調査を実施する。
- ② No. 86～96、98については、UD調査を実施しない。

### (2) 業務実施方法

#### ア 共通事項

- ① 各点検・確認・調査は、目視、触診、打診、測定及び施工図・施工写真等によるものとし、破壊調査は行なわない。
- ② 使用器材は簡単に携行できるものとし、巻尺、下げ振り、クラックスケール、テストハンマー、勾配計、双眼鏡、カメラ、拡大鏡、鏡、懐中電灯、梯子、脚立等とする。高所作業を行う場合は、ヘルメット（安全帽）等を着用する。
- ③ 対象施設の平面図等については電子データがある場合は電子データにて提供し、ないものについては、施設に保管している紙ベースの図面を活用するものとする。

#### イ 定期点検

- ① 「4 適用基準等」に基づき点検・確認を行う。
- ② 劣化度の評価は、別紙2の評価基準に基づき、「簡易劣化度評価票」に記載の項目について、劣化状況を確認すると共に、屋根、外部、及び内部の状況を写真に収める。

#### ウ UD調査

- ① 「4 適用基準等」に基づきバリアフリー法等への適合調査を行う。
- ② UDの確認は、事前に施設管理者（市側）で実施する状況調査の内容について、ヒアリング及び現地確認を行う。
- ③ ①及び②の調査結果を踏まえ、改善策の具体的内容、改修難易度等を記入すると共に、その状況を写真に収める。

### (3) 危険を伴う場合

足下が腐食している箇所又は酸欠のおそれのある地下部分、特殊な危険物の貯蔵箇所等立ち入りが危険と判断される場合には、その旨を指摘すると共に、別途協議の上精密検査等の実施を検討する。

### (4) その他

ア 定期点検の結果、防火扉の前に物が置いてあるなど、その場で改善可能な指摘事項があった場合は、各施設の担当者等に伝達すること。

イ 定期点検の結果、外壁剥離の可能性など、緊急性や危険性が高い状況が確認された場合は、速やかに監督職員に報告すること。

### (5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い「様式委13 打合せ議事録」に記載し監督職員に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 現場調査前の施設関係者等との打合せ時
- ウ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

#### (6) 業務計画書

「様式委1 業務計画書」に必要事項を記載し、監督職員の承諾を受けること。業務計画書に対する記載事項については、以下のとおりとする。

##### ア 業務一般事項

- (a) 業務の目的、適用範囲、適用法令、適用基準類（参考文献含む）
- (b) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲・適用法令・適用基準類、並びに本計画書に内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、その内容を記載する。

##### イ 業務工程計画

「様式委2 業務実施工程表」に必要事項を記載する。施設関係者等と十分調整し、現場調査実施時期などを考慮の上、作成する。

##### ウ 業務体制

- (a) 受託者側の管理体制

「様式委3 受注者管理体制系統図」に必要事項を記載する。

- (b) 管理技術者の通知

「様式委4 管理技術者通知」に必要事項を記載する。

- (c) 管理技術者の経歴

「様式委5 管理技術者経歴書」「様式委6 管理技術者・主任技術者」に必要事項を記載する。

また、3で適用となる要件の資格の写しを添付する。

## 7 成果品

各種点検、調査終了後に、以下のとおり提出すること。なお、業務報告書は施設別、業務内容別に作成し、出来上がった報告書から順次提出すること。

- (1) 業務完了届

- (2) 業務報告書 2部

以下の内容について、A4フラットファイル等に綴り、内表紙には施設名、実施年度及び業務報告書名を明記のうえ受託者名を記名し、押印するとともに、背表紙には施設名と業務報告書名を明記すること。なお、綴り方は監督職員の指示に従うこと。

##### ア 定期点検

- ① 定期点検結果報告書（建築基準法施行規則様式）

調査対象建物の棟ごとに作成すること。

- ② 簡易劣化度評価票（別紙2様式）

調査対象建物の棟ごとに作成すること。

③ 調査写真

定期点検箇所については写真を撮影し付番の上添付すること。写真の提出様式は問わないが、A4用紙の片面にカラー写真3枚までの印刷又は貼付とし、指摘事項がある場合はその内容を写真の隣に明記すること。

なお、定期点検の指摘事項とは別に指摘すべき事項がある場合は、写真を定期点検と同様に提出すること。

④ 不具合位置図

定期点検報告書において、調査写真の番号を建物の平面図に落とし込んだものを添付すること。

なお、定期点検の指摘事項とは別に指摘すべき事項がある場合は、調査写真の番号を建物の平面図に落とし込んだものを添付すること。

⑤ 外装仕上げ材及び建築設備等の図示

建築物の外装仕上げ材にタイル、石貼り及びモルタル等が使用されている施設や、建築基準法第12条第4項に基づく建築設備等の点検対象設備が確認される施設については、定期点検報告書にその旨を記載すると共に、建物の平面図等へその位置を図示すること。

⑥ 修繕手法と概算金額（様式任意）

簡易劣化度評価票において、早急に対応する必要があると評価された場合（D評価）は、その部位の修繕に必要な概算金額の内訳書を作成すること。

イ UD調査

① バリアフリー法等への適合調査【チェックリスト1】（別紙3様式）

調査対象建物の棟ごとに作成すること。

② UDの状況調査【チェックリスト2】（別紙4様式）

調査対象建物の棟ごとに作成すること。

③ 一覧表作成（別紙5様式）

チェックリスト1、2について一覧表を作成すること。

④ 調査写真

UD調査箇所については写真を撮影し付番の上チェックリストごと添付すること。写真の提出様式は問わないが、A4用紙の片面にカラー写真3枚までの印刷又は貼付とし、指摘事項がある場合はその内容を写真の隣に明記すること。

なお、UD調査の指摘事項とは別に指摘すべき事項がある場合は、写真をUD調査と同様に提出すること。

⑤ 不具合位置図

UD調査報告書において、調査写真の番号を建物の平面図に落とし込んだものを添付すること。また、移動等円滑化経路を図面上に明示すること。

なお、UD調査の指摘事項とは別に指摘すべき事項がある場合は、調査写真の番号を建物の平面図に落とし込んだものを添付すること。

- (3) 上記業務報告書の電子データ CD-R等

## 8 業務の再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、「建築基準法第12条第2項に基づく建築物の点検」の業務とする。
- (3) 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受託者は、前3項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

## 9 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項及び関連資料を当該調査にかかわる者以外に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡又は提供してはならない。
- (3) 業務実施に当たり、業務内容及び実施期間について監督職員と十分打合せすること。
- (4) 業務に必要な工具、計測機器等の器材は、設備に付属するものを除き、受託者の負担とする。
- (5) 業務の実施に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示に従い修復するものとし、これに係る費用は全て受託者の負担とする。
- (6) 本業務における成果品の著作権は、市に帰属するものとする。
- (7) 業務実施に当たり疑義が生じたときは、その都度監督職員と協議すること。

## 10 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

対象建物一覧

別紙1

※調査対象建物のうち複合又は増築による建物は主棟と同一棟として扱う

No.	施設名	棟名	棟用途	構造主体	階数		延床面積 [m <sup>2</sup> ]	施設合計面 積[m <sup>2</sup> ]	建築年月日	所在地	所管課名	調査対象建物		区分 ※	
					地上	地下						主棟	複合・増築		
1	ふれあい福祉センター	本棟	庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート造	6	1	3,116.13	3,116.13	1994/6/24	大字鶴賀 1 7 1 4 番地 5	福祉政策課	1		⑫	
2	信州新町授産センター	信州新町授産センター	作業所・工作室	鉄骨造	1	0	765.00	765.00	1994/3/8	信州新町山上条 1 3 7 7 番地 1	福祉政策課	1		⑫	
3	信州新町福祉センター	信州新町福祉センター	集会所・会議室	鉄骨コンクリート造	3	0	1,381.16	1,381.16	1986/3/20	信州新町新町 1 7 - 6	福祉政策課	1		⑫	
4	大豆島老人憩の家	主棟	集会所・会議室	鉄骨造	1	0	540.48	540.48	1997/12/19	大字大豆島 6311番地 1	高齢者活躍支援課	1		⑫	
5	新橋老人憩の家	主棟	庁舎	鉄骨造 (1981年以前)	1	1	416.01	440.52	1978/11/10	大字塩生甲 2747番地 イの 1	高齢者活躍支援課	1		⑫	
5	新橋老人憩の家	主棟 増築1	庁舎	鉄骨造	1	1	24.51		1995/2/10	大字塩生甲 2747番地 イの 1	高齢者活躍支援課		1		増築
6	東長野老人憩の家	主棟	庁舎	鉄骨造 (1981年以前)	2	0	493.64	583.03	1981/8/31	吉田 5 丁目 9 番26号	高齢者活躍支援課	1		⑫	
6	東長野老人憩の家	ヘルパーステーション 増築1	庁舎	木造	2	0	89.39		1987/12/1	吉田 5 丁目 9 番26号	高齢者活躍支援課		1		増築
7	石川老人憩の家	主棟	集会所・会議室	鉄骨造 (1981年以前)	1	0	605.02	605.02	1971/12/20	篠ノ井石川 968番地	高齢者活躍支援課	1		⑫	
8	茂菅老人憩の家	主棟	庁舎	鉄骨造 (1981年以前)	1	0	346.38	390.95	1981/11/30	大字小鍋 6 0 番地 1	高齢者活躍支援課	1		⑫	
8	茂菅老人憩の家	主棟 増築1	庁舎	鉄骨造	1	0	44.57		1983/9/15	大字小鍋 6 0 番地 1	高齢者活躍支援課		1		増築
9	松代老人憩の家	保健保養訓練センター	教習所・養成所・研修所	鉄骨造 (1981年以前)	2	0	808.63	808.63	1981/3/20	松代町東条 3 5 8 1 番地 1	高齢者活躍支援課	1		⑫	
10	中央保育園	園舎	保育室・育児室	木造	1	0	858.62	858.62	1976/3/31	篠ノ井御幣川 2 8 4 番地 2	保育・幼稚園課	1		⑪	
11	保科保育園	園舎	保育室・育児室	鉄筋コンクリート造	2	0	941.78	941.78	1994/3/25	若穂保科 4 9 7 2 - 4	保育・幼稚園課	1		⑪	
12	信州新町保育園	保育室	保育室・育児室	木造	1	0	1,321.68	1,321.68	2001/4/1	信州新町里穂刈 4 2 3 - 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
13	共和保育園	園舎	保育室・育児室	木造	1	0	698.50	698.50	1980/3/31	篠ノ井小松原 2 3 2 2 番地 1 5	保育・幼稚園課	1		⑪	
14	加茂保育園	園舎	保育室・育児室	鉄骨造 (1981年以前)	1	0	547.83	547.83	1981/2/4	新諏訪一丁目 11-31	保育・幼稚園課	1		⑪	
15	塩崎保育園	園舎	保育室・育児室	耐火被覆鉄骨造	1	0	976.09	976.09	2009/3/19	篠ノ井塩崎 2 1 8 4 番地 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
16	安茂里保育園	新園舎	保育室・育児室	鉄骨造	2	0	1,309.65	1,309.65	2015/5/27	宮沖 3 0 9 6 番地 3	保育・幼稚園課	1		⑪	
17	寺尾保育園	保育室	保育室・育児室	鉄骨造	1	0	729.24	729.24	2002/3/29	松代町小島田 3 5 7 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
18	山王保育園	園舎1	保育室・育児室	鉄骨造 (1981年以前)	1	0	474.57	1,110.43	1973/2/28	大字南長野 北石堂町 1 0 2 4 番地 2	保育・幼稚園課	1		⑪	
18	山王保育園	園舎1増築	保育室・育児室	鉄骨造	1	0	47.60		1980/3/29	大字南長野 北石堂町 1 0 2 4 番地 2	保育・幼稚園課		1		増築
18	山王保育園	園舎2	保育室・育児室	鉄筋コンクリート造 (1981年以前)	2	0	588.26		1973/2/28	大字南長野 北石堂町 1 0 2 4 番地 2	保育・幼稚園課		1		増築
19	後町保育園	園舎	保育室・育児室	鉄骨造	2	0	390.38	390.38	1991/2/28	大字南長野 西後町 6 1 4 番地 6	保育・幼稚園課	1		⑪	
20	昭和保护園	園舎	保育室・育児室	木造	1	0	611.55	835.90	1986/3/22	川中島町今井 1 8 6 9 - 2	保育・幼稚園課	1		⑪	
20	昭和保护園	園舎 増築1	保育室・育児室	木造	1	0	161.85		1989/12/20	川中島町今井 1 8 6 9 - 2	保育・幼稚園課		1		増築
20	昭和保护園	園舎 増築2	便所	木造	1	0	16.56		1995/3/31	川中島町今井 1 8 6 9 - 2	保育・幼稚園課		1		増築
20	昭和保护園	園舎 増築3	保育室・育児室	木造	1	0	45.94		2013/3/5	川中島町今井 1 8 6 9 - 2	保育・幼稚園課		1		増築
21	東条保育園	園舎	保育室・育児室	木造	1	0	617.49	617.49	1973/3/31	松代町東条 2 4 4 8 - 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
22	東部保育園	園舎	保育室・育児室	鉄骨造	1	0	837.62	837.62	2008/3/17	篠ノ井東福寺 7 4 5	保育・幼稚園課	1		⑪	
23	柳町保育園	園舎	保育室・育児室	鉄骨造	2	0	1,917.98	1,917.98	2006/3/15	三輪 1 丁目 2 番 8 号	保育・幼稚園課	1		⑪	
24	清野保育園	園舎	保育室・育児室	木造	1	0	493.02	493.02	1979/12/15	松代町清野 9 0 - 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
25	真島保育園	園舎	保育室・育児室	木造	1	0	551.10	551.10	1985/3/19	真島町真島 1 4 2 5 - 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
26	篠ノ井子ども広場	篠ノ井子ども広場	集会所・会議室	鉄筋コンクリート造 (1981年以前)	2	0	550.90	550.90	1970/3/1	篠ノ井布施高田 1 0 2 1 - 3	保育・幼稚園課	1		⑪	
27	綿内保育園	園舎	保育室・育児室	鉄筋コンクリート造	2	0	1,359.33	1,359.33	1992/3/13	若穂綿内 6 7 3 4 - 3	保育・幼稚園課	1		⑪	
28	芋井保育園	保育園	保育室・育児室	鉄骨造	1	0	392.40	392.40	1984/1/27	大字桜 5 9 9	保育・幼稚園課	1		⑪	
29	西条保育園	園舎	保育室・育児室	木造	1	0	426.87	426.87	1979/3/31	松代町西条 3 6 2 3 - 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
30	西部保育園	園舎	保育室・育児室	木造	1	0	1,096.93	1,096.93	2010/3/30	篠ノ井二ツ柳 7 7 9	保育・幼稚園課	1		⑪	
31	豊栄保育園	園舎	保育室・育児室	木造	1	0	423.63	423.63	1978/12/10	松代町豊栄 2 7 9 8 - 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
32	豊野さつき保育園	保育室・育児室	さつき保育園	木造	1	0	463.23	463.23	1975/3/25	豊野町石 2 2 3 5 - 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
33	豊野ひがし保育園	保育園	保育室・育児室	木造	1	0	1,105.76	1,105.76	1997/3/26	豊野町大倉 2 1 9 6	保育・幼稚園課	1		⑪	
34	象山保育園	園舎	保育室・育児室	鉄骨造	1	0	801.35	801.35	1998/2/27	松代町松代 1 4 2 1 - 3	保育・幼稚園課	1		⑪	
35	青池保育園	園舎	保育室・育児室	鉄骨造	1	0	398.45	398.45	1984/1/25	篠ノ井有旅 3 6 9 2	保育・幼稚園課	1		⑪	
36	青木島保育園	園舎	保育室・育児室	鉄骨造	2	0	639.21	945.15	1984/3/24	青木島町大塚 1 3 6 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
36	青木島保育園	園舎 増築1	保育室・育児室	木造	2	0	70.50		1991/12/13	青木島町大塚 1 3 6 1	保育・幼稚園課		1		増築
36	青木島保育園	園舎 増築2	保育室・育児室	鉄骨造	2	0	11.05		1993/11/29	青木島町大塚 1 3 6 1	保育・幼稚園課		1		増築
36	青木島保育園	園舎 増築3	保育室・育児室	鉄骨造	2	0	214.45		2001/3/7	青木島町大塚 1 3 6 1	保育・幼稚園課		1		増築
36	青木島保育園	トイレ増築	便所	木造	1	0	9.94		2011/1/31	青木島町大塚 1 3 6 1	保育・幼稚園課		1		増築
37	とかくし保育園	園舎	校舎・園舎	鉄骨造	1	0	685.68	685.68	2011/3/29	戸隠豊岡 1 5 4 1	保育・幼稚園課	1		⑪	
38	篠ノ井支所 (篠ノ井総合市民センター)	篠ノ井総合市民センター (篠ノ井支所)	庁舎	鉄筋コンクリート造	2	0	1,169.78	3,529.39	2019/8/5	篠ノ井御幣川 2 8 1 番地 1	篠ノ井支所	1		⑨	
38	篠ノ井交流センター (篠ノ井総合市民センター)	篠ノ井交流センター本館	公民館	鉄筋コンクリート造	2	0	1,740.49		2019/8/7	篠ノ井御幣川 2 8 1 番地 1	家庭・地域学びの課	1	複合		
38	篠ノ井老人福祉センター (篠ノ井総合市民センター)	篠ノ井総合市民センター (篠ノ井老人福祉センター)	集会所・会議室	鉄筋コンクリート造	2	0	619.12		2019/8/5	篠ノ井御幣川 281-1	高齢者活躍支援課	1	複合		
39	豊野支所	豊野支所	庁舎	鉄筋コンクリート造	3	0	3,892.49	4,051.49	1999/2/10	豊野町豊野 6 3 1 番地 1	豊野支所	1		⑨	
39	鶴賀消防署豊野分署	執務室	事務所	鉄筋コンクリート造	3	0	159.00		1999/2/10	豊野町豊野 631	警防課		1		複合
40	教育支援センター-SaSaLAND	校舎	校舎・園舎	鉄骨造	2	0	795.25	1,219.59	1990/1/30	七二会己 1 4 番地 4	学校教育課	1		①	
40	教育支援センター-SaSaLAND	体育館	体育館	鉄骨造	1	0	424.34		1988/1/15	七二会己 1 4 番地 4	学校教育課	1			

No.	施設名	棟名	棟用途	構造主体	階数		延床面積 [m <sup>2</sup> ]	施設合計面 積[m <sup>2</sup> ]	建築年月日	所在地	所管課名	調査対象建物		区分 ※
					地上	地下						主棟	複合・増築	
41	信田小学校高野分校 (ふれあい広場、公民館分室)	校舎	校舎・園舎	鉄骨造 (1981年以前)	2	0	1,108.38		1979/2/1	信更町高野 1 5 9 0 番地	教育委員会総務課	1		⑤
41	信田小学校高野分校 (ふれあい広場、公民館分室)	体育館	体育館	鉄骨造 (1981年以前)	1	0	438.19	1,546.57	1979/2/1	信更町高野 1 5 9 0 番地	教育委員会総務課		1	増築
42	大岡農村文化交流センター	農村文化交流センター	集会所・会議室	木造	2	0	981.26	981.26	1996/12/17	大岡中牧 6 9 8 番地1	学校教育課	1		⑧
43	大岡公民館 (大岡文化センター)	大岡公民館 (大岡文化センター)	公民館	鉄筋コンクリート造	2	0	998.87	998.87	1999/3/19	大岡乙 252 番地1	家庭・地域学びの課	1		⑤
44	七二会公民館	七二会コミュニティーセンター	公民館	鉄骨造	2	0	606.60	606.60	1990/3/26	七二会丁 1 5 1 番地	家庭・地域学びの課	1		⑤
45	三輪公民館	三輪公民館	公民館	鉄骨造	2	0	260.49		1986/3/31	三輪4丁目 1 5 番4号	家庭・地域学びの課	1		
45	三輪支所	三輪支所	庁舎	鉄骨造	2	0	266.70	1,571.42	1986/3/31	三輪4丁目 1 5 番4号	地域活動支援課		1	複合
45	三輪支所	三輪分館 (増築分)	庁舎	鉄骨造	2	0	45.00		1989/3/22	三輪4丁目 1 5 番4号	地域活動支援課		1	複合
45	三輪公民館	公民館別棟	公民館	鉄骨造	3	0	999.23		1999/2/26	三輪4丁目 1 5 番4号	家庭・地域学びの課	1		
46	中部公民館第五地区分館	公民館分館	公民館	木造	2	0	395.69	395.69	1977/3/18	大字南長野 北石堂町1 1 8 0 - 1 2	家庭・地域学びの課	1		⑤
47	中部公民館	公民館本館	公民館	鉄骨造 (1981年以前)	4	0	956.19	956.19	1975/3/31	大字鶴賀 緑町 1 5 9 6 - 1 3	家庭・地域学びの課	1		⑤
48	信更公民館	信更公民館	公民館	鉄骨造	2	0	680.09	680.09	2008/10/6	信更町氷ノ田 3 1 8 3 番地2	家庭・地域学びの課	1		⑤
49	古牧公民館	公民館本館	公民館	鉄骨造	2	0	596.72		1987/12/5	西和田1丁目 1 2 番1号	家庭・地域学びの課	1		
49	古牧公民館	公民館本館 (増築分1)	公民館	鉄骨造	2	0	28.80	884.02	1992/2/7	西和田1丁目 1 2 番1号	家庭・地域学びの課		1	増築
49	古牧公民館	公民館本館 (増築分2)	公民館	鉄骨造	2	0	102.50		1998/12/4	西和田1丁目 1 2 番1号	家庭・地域学びの課		1	増築
49	古牧公民館	公民館本館 (増築分3)	公民館	鉄骨造	2	0	40.00		2009/3/3	西和田1丁目 1 2 番1号	家庭・地域学びの課		1	増築
49	古牧支所 (公民館との複合施設)	古牧支所	庁舎	鉄骨造	2	0	116.00		1987/12/20	西和田1丁目 1 2 番1号	古牧支所		1	複合
50	古里公民館 (古里総合市民センター)	古里総合市民センター	公民館	鉄骨造	1	0	1,365.81	1,598.47	2002/3/15	大字金箱 6 3 5 番地1 6	家庭・地域学びの課	1		⑤
50	古里支所 (古里総合市民センター)	古里総合市民センター	庁舎	鉄骨造	1	0	232.66		2002/3/18	大字金箱 635-16	地域活動支援課		1	複合
51	城山公民館第一地区分館	公民館第一分館	公民館	鉄骨造 (1981年以前)	3	1	478.84	478.84	1981/3/25	大字長野 桜枝町1245番地1	家庭・地域学びの課	1		⑤
52	城山公民館第二地区分館	公民館分館	公民館	鉄骨造	2	0	805.51	805.51	1991/3/30	大字長野 東之門町2462-4	家庭・地域学びの課	1		⑤
53	城山公民館	城山公民館 (本館)	公民館	鉄筋コンクリート造 (1981年以前)	3	0	1,314.36	1,495.48	1970/3/20	大字長野 東之門町2462	家庭・地域学びの課	1		⑤
53	城山公民館	城山公民館 (本館) 増築分	公民館	鉄筋コンクリート造	3	0	181.12		2011/3/24	大字長野 東之門町2462	家庭・地域学びの課	1		
54	安茂里公民館小市分室	安茂里公民館小市分室	公民館	鉄筋コンクリート造 (1981年以前)	2	0	288.25	288.25	1978/3/31	安茂里小市 3 丁目 5544-7	家庭・地域学びの課	1		⑤
55	小田切交流センター	小田切公民館	公民館	鉄骨造	2	0	834.13		1996/10/29	大字山田中 2 5 4 5 番地	家庭・地域学びの課	1		
55	小田切交流センター	小田切公民館	公民館	木造	1	0	432.00	1,373.40	1996/10/29	大字山田中 2 5 4 5 番地	家庭・地域学びの課		1	増築
55	小田切支所	小田切支所	庁舎	鉄骨造	2	0	107.27		1996/10/29	大字山田中 2 5 4 5 番地	地域活動支援課		1	複合
56	旧少年科学センター (ながのこども館)	本棟	陳列所・展示室	鉄筋コンクリート造	1	1	3,408.03	3,408.03	1985/5/31	上松2丁目 4 番5号	公園緑地課	1		
57	川中島町公民館	川中島町公民館	公民館	鉄筋コンクリート造	2	0	1,244.34	1,244.34	2013/10/28	川中島町今井 1 7 6 2 - 1	家庭・地域学びの課	1		⑤
58	戸隠公民館	生涯学習館	公民館	鉄筋コンクリート造	2	1	1,735.29	1,735.29	1999/10/31	戸隠栃原 4 7 8 9 番地	家庭・地域学びの課	1		⑤
59	東北公民館小島田分館	公民館	公民館	鉄筋コンクリート造	1	0	366.18	366.18	2005/3/17	小島田町 527 番地6	家庭・地域学びの課	1		⑤
60	東北公民館真島分館	東北公民館真島分館	公民館	鉄骨造	2	0	703.14	703.14	1982/3/10	真島町真島 1498 番地6	家庭・地域学びの課	1		⑤
61	東北公民館稲里分館	東北公民館稲里分館	公民館	鉄骨造	2	0	599.90	599.90	1997/10/24	稲里町中央 4 丁目 4 番7号	家庭・地域学びの課	1		⑤
62	東北公民館	東北公民館	公民館	鉄筋コンクリート造	3	0	2,290.40	2,290.40	1993/8/10	青木島町大塚 880 番地5	家庭・地域学びの課	1		⑤
63	朝陽公民館	朝陽公民館・事務棟	公民館	鉄筋コンクリート造 (1981年以前)	2	0	482.42	866.61	1972/3/31	大字北長池 1640 番地2	家庭・地域学びの課	1		⑤
63	朝陽公民館	集会場棟	公民館	鉄筋コンクリート造 (1981年以前)	1	0	384.19		1972/3/31	大字北長池 1640 番地2	家庭・地域学びの課	1		⑤
64	朝陽支所	朝陽支所	庁舎	鉄骨造	2	0	108.17		1987/9/8	大字北尾張部 2 2 6 番地9	地域活動支援課	1		
64	朝陽支所	朝陽支所 増築1	庁舎	鉄骨造	2	0	16.30	515.80	1992/2/28	大字北尾張部 2 2 6 番地9	地域活動支援課		1	増築
64	朝陽公民館分室	朝陽公民館分室	公民館	鉄骨造	2	0	391.33		1987/9/8	大字北尾張部 226 番地9	家庭・地域学びの課		1	複合
65	松代公民館寺尾分館	松代公民館寺尾分館	公民館	鉄骨造	2	0	335.85	335.85	1989/3/31	松代町柴 3 4 2 番地7	家庭・地域学びの課	1		⑤
66	松代公民館東条分館	松代公民館東条分館	公民館	木造	1	0	471.00	471.00	2000/3/13	松代町東条 2 5 5 0 番地1	家庭・地域学びの課	1		⑤
67	松代公民館清野分館	松代公民館清野分館	公民館	鉄骨造	2	0	269.00	269.00	1989/4/1	松代町清野 2 0 9 番地	家庭・地域学びの課	1		⑤
68	松代公民館西寺尾分館	松代公民館西寺尾分館	公民館	鉄骨造	2	0	340.00	340.00	2001/3/30	松代町西寺尾 9 9 2 番地7	家庭・地域学びの課	1		⑤
69	松代公民館	松代公民館	公民館	鉄筋コンクリート造 (1981年以前)	2	0	1,132.39	1,132.39	1971/2/1	松代町松代 2 番地2	家庭・地域学びの課	1		⑤
70	柳原交流センター	柳原公民館	公民館	鉄骨造	1	0	952.42		2010/3/15	大字小島 8 0 4 番地5	家庭・地域学びの課	1		
70	柳原支所 (柳原総合市民センター)	柳原支所	庁舎	鉄骨造	1	0	320.96	2,244.93	2010/3/15	大字小島 8 0 4 番地5	地域活動支援課		1	複合
70	東部文化ホール	東部文化ホール	音楽堂・ホール	鉄骨鉄筋コンクリート造	2	0	971.55		2010/3/15	大字小島 8 0 4 番地5	文化芸術課		1	複合
71	浅川公民館	浅川公民館	公民館	鉄骨造	2	0	1,097.94	1,556.94	2001/8/31	浅川東条 3 2 8 番地1	家庭・地域学びの課	1		
71	浅川支所	浅川支所	庁舎	鉄骨造	1	0	459.00		1998/11/30	浅川東条 328 番地1	浅川支所		1	増築
72	浅川公民館分室	公民館	公民館	木造 (木骨) モルタル	2	0	424.44		1977/9/30	浅川東条 2 3 2 番地	家庭・地域学びの課	1		
72	浅川公民館分室	公民館 (増築分)	公民館	鉄骨造	2	0	28.35	868.43	1993/3/26	浅川東条 2 3 2 番地	家庭・地域学びの課		1	増築
72	浅川公民館分室	体育館	体育館	鉄骨造 (1981年以前)	1	0	362.37		1977/9/30	浅川東条 2 3 2 番地	家庭・地域学びの課		1	増築
72	浅川公民館分室	体育館 (増築分)	体育館	鉄骨造	1	0	53.27		1990/3/31	浅川東条 2 3 2 番地	家庭・地域学びの課		1	増築
73	大豆島公民館 (大豆島総合市民センター)	大豆島公民館	公民館	鉄骨造	1	0	1,044.90	1,508.32	2013/3/6	大字大豆島 1 0 5 4 番地1	家庭・地域学びの課	1		⑤
73	大豆島支所 (大豆島総合市民センター)	大豆島総合市民センター	庁舎	鉄骨造	1	0	463.42		2013/2/28	大字大豆島 1 0 5 4 番地1	地域活動支援課		1	複合
74	篠ノ井交流センター共和分館	篠ノ井公民館共和分館	公民館	鉄骨造	1	0	328.32	414.72	1982/3/25	篠ノ井小松原 2245	家庭・地域学びの課	1		⑤
74	篠ノ井交流センター共和分館	篠ノ井公民館共和分館 (増築分)	公民館	木造	1	0	86.40		2008/5/23	篠ノ井小松原 2245	家庭・地域学びの課		1	複合
75	篠ノ井交流センター塩崎分館	篠ノ井公民館塩崎分館	公民館	鉄骨造	1	0	483.00	483.00	2011/3/11	篠ノ井塩崎 3 3 7 7	家庭・地域学びの課	1		⑤
76	篠ノ井交流センター川柳分館	篠ノ井公民館川柳分館	公民館	鉄骨造	1	0	450.09	450.09	2003/3/10	篠ノ井石川 1 5 5 5	家庭・地域学びの課	1		⑤

No.	施設名	棟名	棟用途	構造主体	階数		延床面積 [m <sup>2</sup> ]	施設合計面 積[m <sup>2</sup> ]	建築年月日	所在地	所管課名	調査対象建物		区分 ※	
					地上	地下						主棟	複合・増築		
77	篠ノ井交流センター西寺尾分館	篠ノ井公民館西寺尾分館	公民館	木造	1	0	273.27	645.48	1980/3/31	篠ノ井柵淵 2 1 2-7	家庭・地域学びの課	1		⑤	
77	篠ノ井交流センター西寺尾分館	体育館	体育館	木造	1	0	372.21		1980/3/31	篠ノ井柵淵 2 1 2-7	家庭・地域学びの課		1		増築
78	芹田公民館(芹田総合市民センター)	芹田総合市民センター(芹田公民館)	公民館	鉄筋コンクリート造	2	0	1,100.84	1,498.92	2019/6/26	若里 2 丁目 8 番 1 8 号	家庭・地域学びの課	1		⑤	
78	芹田支所(芹田総合市民センター)	芹田支所	庁舎	鉄筋コンクリート造	2	0	398.08		2019/8/5	若里 2 丁目 748-1	地域活動支援課		1		複合
79	若槻公民館	公民館本館	公民館	鉄筋コンクリート造(19)	2	0	516.13	1,153.49	1972/11/30	大字若槻東条 5 0 5 番地	家庭・地域学びの課	1		⑤	
79	若槻公民館	体育館	体育館	鉄骨造(1981年以前)	1	0	358.36		1972/11/30	大字若槻東条 5 0 5 番地	家庭・地域学びの課		1		複合
79	若槻公民館	公民館増築分 1	公民館	鉄骨造	2	0	118.62		1993/3/5	大字若槻東条 5 0 5 番地	家庭・地域学びの課		1		増築
79	若槻公民館	公民館トイレ	便所	鉄骨造	1	0	33.21		2005/9/13	大字若槻東条 5 0 5 番地	家庭・地域学びの課		1		複合
79	若槻支所	若槻支所(公民館と複合)	庁舎	鉄筋コンクリート造	2	0	127.17		1972/11/30	大字若槻東条 5 0 5 番地 1	地域活動支援課		1		複合
80	若穂公民館	若穂公民館	公民館	鉄筋コンクリート造(19)	2	0	831.27	927.94	1971/3/17	若穂綿内 7 5 9 7 番地	家庭・地域学びの課	1		⑤	
80	若穂公民館	便所	便所	鉄骨造	1	0	29.99		2001/3/30	若穂綿内 7 5 9 7 番地	家庭・地域学びの課		1		増築
80	若穂公民館	教室	公民館	軽量鉄骨造	1	0	66.68		2004/3/23	若穂綿内 7 5 9 7 番地	家庭・地域学びの課		1		増築
81	西部保健センター(安茂里総合市民センター)	西部保健センター	保健室・医務室・衛生室	鉄骨鉄筋コンクリート造	2	0	1,034.54	2,368.08	1991/2/22	大字安茂里 1 7 7 7 番地 1	長野市保健所健康課	1		⑤	
81	安茂里支所(安茂里総合市民センター)	安茂里支所	会館・本館	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	0	268.13		1991/2/22	大字安茂里 1 7 7 7-2	安茂里支所		1		複合
81	安茂里公民館(安茂里総合市民センター)	安茂里公民館	会館・本館	鉄骨鉄筋コンクリート造	2	0	1,065.41	1,967.18	1991/2/22	大字安茂里 1777-2	家庭・地域学びの課		1	複合	
82	青少年錬成センター	宿泊棟	寮舎・宿舎	木造	2	0	217.30		1982/3/25	大字山田中 2 1 0 0	家庭・地域学びの課	1		⑦	
82	青少年錬成センター	体育棟	教習所・養成所・研修所	鉄骨造	2	0	390.60	1982/3/25	大字山田中 2 1 0 0	家庭・地域学びの課		1	増築		
82	青少年錬成センター	宿泊棟	寮舎・宿舎	鉄骨造	3	0	1,359.28	1,189.50	1988/3/30	大字山田中 2 1 0 0	家庭・地域学びの課		1	増築	
83	青少年錬成センター分館	青少年錬成センター分館	寮舎・宿舎	鉄骨造	1	0	1,189.50		1978/1/1	大字山田中 2 5 7 4	家庭・地域学びの課	1		⑦	
84	鬼無里公民館上里分館	集会施設	集会所・会議室	鉄骨造	1	0	197.64	214.84	1978/9/27	鬼無里 7 4 2 0 番地 1	家庭・地域学びの課	1		⑤	
84	鬼無里公民館上里分館	集会施設(増築分)	集会所・会議室	木造	1	0	17.20		1990/4/1	鬼無里 7 4 2 0 番地 1	家庭・地域学びの課		1		増築
85	鬼無里公民館両京分館	両京生活改善センター	公民館	鉄骨造	1	0	197.64	213.84	1978/9/22	鬼無里 1 3 9 9 7 番地 1	家庭・地域学びの課	1		⑤	
85	鬼無里公民館両京分館	両京生活改善センター	公民館	木造	1	0	16.20		1990/4/1	鬼無里 1 3 9 9 7 番地 1	家庭・地域学びの課		1		増築
86	川中島町公民館中津分館	川中島町公民館中津分館	公民館	鉄骨造	2	0	456.22	348.08	1987/12/22	川中島町今井 7 番地 2	家庭・地域学びの課	1		⑤	
87	川中島町公民館川中島分館	川中島町公民館川中島分館	公民館	鉄骨造	2	0	348.08		1980/12/1	川中島町上氷館 1 3 8 9 番地	家庭・地域学びの課	1			⑤
88	川中島町公民館御厨分館	川中島町公民館御厨分館	公民館	鉄骨造	2	0	346.43	385.50	1973/5/30	川中島町御厨 6 2 9-1	家庭・地域学びの課	1		⑤	
88	川中島町公民館御厨分館(増築分)	川中島町公民館御厨分館(増築分)	公民館	鉄骨造	2	0	39.07		1991/10/30	川中島町御厨 6 2 9-1	家庭・地域学びの課		1		増築
89	松代公民館西条分館	松代公民館西条分館	公民館	鉄骨造	2	0	267.40	267.40	1978/5/31	松代町西条 3 6 5 0 番地 2	家庭・地域学びの課	1		⑤	
90	篠ノ井交流センター信里分館	篠ノ井公民館信里分館	公民館	鉄筋コンクリート造	2	0	41.30		1979/3/25	篠ノ井有旅 3 6 9 5 番地	家庭・地域学びの課		1		⑤
91	篠ノ井交流センター東福寺分館	篠ノ井公民館東福寺分館	公民館	鉄骨造	2	0	538.67	538.67	1977/12/5	篠ノ井東福寺 1 8 2 3 番地 1	家庭・地域学びの課	1		⑤	
92	若穂公民館保科分館	若穂公民館保科分館	公民館	鉄筋コンクリート造	3	0	458.64		1969/3/31	若穂保科 2 6 9 6 番地	家庭・地域学びの課	1			⑤
93	若穂公民館川田分館	若穂公民館川田分館	公民館	鉄骨造	2	0	362.27	362.27	1981/9/7	若穂川田 3 2 8 6 番地 1	家庭・地域学びの課	1		⑤	
94	若穂公民館綿内分館	若穂公民館綿内分館	公民館	鉄骨造	2	0	524.17		1981/6/24	若穂綿内 8 5 5 7 番地 1	家庭・地域学びの課	1			⑤
95	松代公民館西条分館分室	松代公民館西条分館分室	公民館	木造	2	0	65.67	65.67	2005/10/1	松代町西条 3 7 3 1 番地 2	家庭・地域学びの課	1		⑤	
96	松代公民館豊栄分館	松代公民館豊栄分館	公民館	鉄骨造	2	0	252.34		1978/10/1	松代町豊栄 5 7 5 5 番地 2	家庭・地域学びの課	1			⑤
97	資源再生センター	本館	集会所・会議室	鉄骨造	4	0	1,814.58	1,814.58	1996/1/11	松岡 2 丁目 4 2 番 1 号	資源再生センター		1	④	
98	真田宝物館	旧館	陳列所・展示室	鉄筋コンクリート造(19)	2	0	606.16		1963/7/1	松代町松代 4 番地 1	文化財課	1			⑭
98	真田宝物館	新館	陳列所・展示室	鉄筋コンクリート造(19)	2	0	923.27	1977/9/16	松代町松代 4 番地 1	文化財課	1				
98	真田宝物館	収蔵庫	倉庫・物置	鉄骨造	2	0	366.21	1988/3/22	松代町松代 4 番地 1	文化財課	1				
99	長野市保健所	長野市保健所	保健室・医務室・衛生室	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	0	3,338.65	3,338.65	1999/3/26	若里 6 丁目 6 番 1 号	長野市保健所総務課	1		⑨	
100	後町ホール(屋台ギャラリー、倉庫)	屋台ギャラリー	倉庫・物置	鉄骨造	1	0	118.21		2018/3/27	夫字南長野 614-1	企画課	1			⑬
100	後町ホール(屋台ギャラリー、倉庫)	外部倉庫	倉庫・物置	鉄骨造	1	0	16.32	2018/3/27	大字南長野 614-1	企画課		1	複合		
100	後町ホール(中部公民館分室)	中部公民館分室	公民館	鉄骨造	1	0	582.69	2018/3/27	大字南長野 614-1	家庭・地域学びの課		1	複合		
100	後町ホール防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫	倉庫・物置	鉄骨造	1	0	18.73	2018/3/27	大字南長野 614-1	危機管理防災課		1	複合		
101	里月かがやきこども園	園舎	校舎・園舎	鉄骨造	1	0	1,393.09	1,393.09	2018/3/16	上野 2 丁目 120-2	保育・幼稚園課	1		⑪	
102	若里分室(公文書館)	旧フルネットセンター(仮)	図書館	鉄骨造	4	0	1,974.50		1997/1/31	若里 6 丁目 6 番 2 号	総務課	1			⑨
103	けやき	社会就労センター	作業所・工作室	鉄骨造	2	0	394.75	678.25	1985/9/7	中条 4 4 4 9-1	障害福祉課	1		⑫	
103	中条社会就労センター	中条社会就労センター	作業所・工作室	鉄骨造	2	0	283.50		1985/9/7	中条 4 4 4 9 番地 1	福祉政策課		1		複合

※区分(UD調査の用途区分)

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ① 学校            | ⑩ 共同住宅   |
| ② 職業訓練施設        | ⑪ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するもの) |
| ③ 診療所(病室を有するもの) | ⑫ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの          |
| ④ 集会所           | ⑬ 体育館、水泳所、その他これらに類する運動施設又は遊技場                      |
| ⑤ 公会堂(地区集会所)    | ⑭ 博物館、美術館、図書館                                      |
| ⑥ 物品販売業を営む店舗    | ⑮ 飲食店  |
| ⑦ 旅館、ホテル        | ⑯ 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共のように供されるもの)                 |
| ⑧ 公衆浴場          | ⑰ 公衆便所   |
| ⑨ 官公署           |  |

# 簡易劣化度評価票

所管部局		所管課		調査日	
施設名		棟名		記入者	
構造種別		延床面積		階数	地上 階 地下 階
				建築年度	

部 位	所 見	評価
建築物の外部		
屋上及び屋根		
建築物の内部 (給排水・空調設備含む)		
敷地及び地盤		

特記事項(特に劣化が進んでいる部位があれば、その内容を記載)

劣化度
/100点

## 1 評価基準

劣化状況の調査結果をもとに、以下の基準で評価する。

評価	基 準
A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上の問題なし) 又は 部位が「建築物の内部」の経過年数が20～40年
C	広範囲に劣化(安全上、機能上での不具合発生の兆し) 又は 部位が「建築物の内部」の経過年数が40年以上
D	早急に対応する必要がある(安全上、機能上の問題あり・躯体の耐久性に影響を与える)等

## 2 劣化度の算定

劣化度とは、建物に関する4つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標である。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③劣化度を100点満点で算定する。劣化度は数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

### ①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

### ②部位のコスト配分

部 位	コスト配分
建築物の外部	17.2
屋上及び屋根	5.1
建築物の内部(設備含む)	22.4
敷地及び地盤	5.3
計	50

【参考】  
学校施設の長寿命化計画  
策定に係る解説書

### ③劣化度

$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 50$
--

## バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

- 適合義務であるもの
- 努力義務であるもの
- いずれにも該当しないもの

## I 敷地内通路・駐車場

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
1	敷地内通路	チェック		チェック		チェック	
(1)	表面が滑りにくい仕上		●		●		○
(2)	通路を横断する排水溝には、細目溝蓋を設けている		●		-		○
(3)	有効幅 120cm以上		●		-		○
(4)	50m以内ごとに車いす転回可能な場所を設けている		●		-		-
(5)	段差部分 > 手すり設置		-		●		○
(6)	> 明度、色相、彩度により、段が識別しやすい						
(7)	> つまづきにくい構造						
(8)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない						
(9)	傾斜路又は車いす用昇降機を設置（通路のうち1以上）		-		-		○
(10)	傾斜路 > 手すり設置（勾配1/12超、高さ16cm超かつ勾配1/20超の部分）		●		●		○
(11)	> 表面が滑りにくい仕上		-		-		○
(12)	> 明度、色相、彩度により、前後の通路と容易に識別できる		●		●		○
(13)	> 有効幅《階段併設》120cm以上《90cm以上》		●		-		○
(14)	> 勾配 1/12以下（高さ16cm以下のものは 1/8以下）		●		-		○
(15)	> 高さ 75cm超かつ勾配 1/20超は踊場設置（高さ75cm以内、踏幅150cm以上）		●		-		○
(16)	> 縁端部に高さ5cm以上の立ち上がり又は側壁が設置されている		●		●		○
(17)	直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路の1以上は誘導ブロック敷設		-		-		○
(18)	車路近接部分、車路横断部分、傾斜路・段上端に点状ブロック敷設		-		-		○
2	駐車場	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用駐車施設を1以上設置		-		●		○
(2)	駐車施設 > 幅 350cm以上		-		●		○
(3)	> 利用居室までの経路が短い位置に設けている		-		●		○
(4)	> 付近に車いす用の表示		-		「標識」による		○

※チェック項目（●、○、-）は、用途、面積等の必要事項を入力することにより、自動で選択されます。

※1 円滑化移動経路（利用居室から①道・公園・広場等 ②車いす用便房 ③車いす用駐車場までの経路）

※2 一般部（円滑化移動経路以外の通路部分）

## II 出入口

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
3	出入口	チェック		チェック		チェック	
(1)	有効幅 80cm以上		●		-		○経路1以上
(2)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		●		-		○

## バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

## Ⅲ 廊下等・階段・エレベーター

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉のまちづくり条例	
		移動等円滑化経路※1		一般部※2			
4	廊下等	チェック		チェック		チェック	
(1)	表面が滑りにくい仕上		●		●		○
(2)	階段・傾斜路の上端に近接する部分に、点状ブロック等の敷設		●		●		○
(3)	有効幅（手すり内側） 120cm以上		●		—		○経路1以上
(4)	廊下等の末端の付近の構造は車椅子の展開に支障のないものかつ、50m以内ごとに車いす転回可能な場所を設けている		●		—		○
(5)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		●		—		—
(6)	出入口、昇降機・特殊昇降機の出入口に接する部分は水平とする		—		—		○経路1以上
5	階段（踊場含む）	チェック		チェック		チェック	
(1)	踊り場を含め、手すり設置		—		●		○
(2)	表面が滑りにくい仕上		—		●		○
(3)	明度、色相、彩度により、段が容易に識別できる		—		●		○
(4)	段はつまづきにくい構造		—		●		○
(5)	段の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等の敷設		—		●		○
(6)	主な階段は回り階段でない（適用除外はない）		—		●		○
(7)	経路上に階段又は段を設けない（傾斜路又は昇降機併設は除く）		●		—		—
6	傾斜路（踊場含む）	チェック		チェック		チェック	
(1)	手すり設置（勾配1/12超又は高さ16cm超の傾斜部分）		●		●		○
(2)	表面が滑りにくい仕上であること		●		●		○
(3)	明度、色相、彩度により、前後の廊下等と識別できること		●		●		○
(4)	傾斜の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等の敷設		●		●		○
(5)	有効幅《階段併設の場合》 120cm以上 《90cm以上》		●		—		○
(6)	勾配 1/12以下		●		—		○
(7)	高さ 16cm以下のものは勾配 1/8以下		●		—		○
(8)	高さ 75cm超は踊場設置（高さ 75cm以内、踏幅 150cm以上）		●		—		○
(9)	縁端部に高さ 5cm以上の立ち上がり又は側壁設置		●		●		○
7	昇降機	チェック		チェック		チェック	
(1)	利用居室・車いす用便所・車いす用駐車場のある階及び地上階に停止		●		—		○
(2)	かご及び昇降路 出入口幅 80cm以上		●		—		○
(3)	かご > 奥行き 135cm以上		●		—		○
(4)	> 幅 140cm以上（床面積2,000㎡以上の建築物に限る）		●		—		○
(5)	> 車いすの転回に支障がない構造（床面積2,000㎡以上の建築物に限る）		●		—		○
(6)	> 停止予定階・現在位置の表示装置		●		—		○
(7)	> 手すり・鏡を設置		●		—		○
(8)	> 音声装置（到着階・戸の閉鎖）		●		—		○
(9)	乗降口ビー > 幅及び奥行き 150cm以上・高低差なし		●		—		○
(10)	> 昇降方向表示装置		●		—		○
(11)	かご内及び乗降口ビー > 車いす使用者用の制御装置		●		—		○
(12)	> 視覚障害者用の制御装置		●		—		○
(13)	かご内又は乗降口ビー > 音声装置（昇降方向）		●		—		○
(14)	昇降口ビーに標識の掲示		—		「標識」による		○
8	特殊な昇降機	チェック		チェック		チェック	
(1)	エレベーター > H12告示第1413号第1第7号の段差解消機		—		—		—
(2)	> かごの幅70cm以上で奥行き120cm以上		—		—		—
(3)	> かご内方向転換が必要な場合は、十分なかごの床面積確保		—		—		—
(4)	エスカレーター > H12告示第1417号第1ただし書きの車いす用エスカレーター		—		—		—

## バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

## IV トイレ

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
9	トイレ	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用便房を1以上設置（男女の区別ある場合それぞれ1以上）		—		●		○
(2)	構造 > 腰掛便座、手すり等の適切な配置		—		●		○
(3)	> 十分な空間確保		—		●		○
(4)	オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を1以上設置		—		●		—
(5)	車いす用便房及びその便所の出入口幅 80cm以上		—		—		○
(6)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		○
(7)	出入口付近に標識の掲示		—		「標識」による		○
(8)	床置き式、低リップ式等の小便器を1以上設置		—		●		○
(9)	レバー式、光感知式等の洗面器を1以上設置		—		●		○
(10)	ベビーチェア等の設備を設けた便房を1以上設け、出入口に標識の掲示		—		—		—
(11)	ベビーバット等の設備を設け、出入口に標識の掲示		—		—		—
(12)	ベッド等の設備を設け、出入口に標識の掲示		—		—		—

## V その他

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
10	ホテル、旅館の客室	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用客室を1以上設置（客室数50以上の場合）		—		—		—
(2)	構造（便所） > 便所内に車いす使用者用便房を設置		—		—		—
(3)	（同一階にある場合除く） > 便房及び便所の出入口幅 80cm以上		—		—		—
(4)	> 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		—
(5)	構造（浴室等） > 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置		—		—		—
(6)	（同一階にある場合除く） > 十分な空間確保		—		—		—
(7)	> 出入口幅 80cm以上		—		—		—
(8)	> 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		—
(9)	非常時の情報を点灯及び音声により知らせる設備を備えた客室を1以上設置（客室数50以上の場合）		—		—		—
11	客席（劇場、映画館、集会場等）	チェック		チェック		チェック	
(1)	固定席を設ける場合、席数/200以上の車いす用席を設置（max10席）		—		—		—
(2)	構造 > 出入口からの経路が短い位置に設置		—		—		—
(3)	> 1人につき 幅85cm以上、奥行110cm以上		—		—		—
(4)	出入口から車いす用客席への通路のうち1以上は、内法幅120cm以上、高低差がある場合は傾斜路に準じた構造		—		—		—
12	標識	チェック		チェック		チェック	
(1)	昇降機、便所、駐車施設があることの見やすい位置に設置		—		●		—
(2)	内容が容易に識別できる標識（JIS Z 8210）		—		●		—
13	案内設備（案内所を設ける場合は除く）	チェック		チェック		チェック	
(1)	昇降機、便所、駐車施設の配置を示した案内板の設置		—		●		—
(2)	案内板を設ける場合は、文字が容易に読み取れる大きさで見やすい位置に設置されている		—		—		○
(3)	昇降機、便所の配置を点字・浮彫り・音声等により視覚障害者に示すこと		—		●		—

## バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

## ★特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容等	改修難易度（評価）	
I-1 (5)	敷地内通路 段差部分に手すり設置	階段手すり未設置	設置	A	小規模
I-1 (17)	敷地内通路 道等に至る通路の誘導ブロック未設置	誘導ブロック未設置（北側玄関）	設置	A	小規模
I-1 (18)	敷地内通路 点状ブロック未設置	点状ブロック未設置（北側玄関）	設置	A	小規模
III-4 (4)	廊下等 50m以内ごとに車いす展開可能	回転可能なスペース未設置	設置	D	物理的に改修不能
IV-9 (4)	トイレ オストメイト対応	オストメイト未設置	設置	C	広範囲に影響

## (注意)

- ① このチェックリストは、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入してください。
- ③ 調査項目について、基準に適合している場合は「○」、一部適合している場合は「△」、不適合の場合は「×」をチェック欄に記入してください。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目のチェック欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 特記事項は、調査の結果、基準を満たしていない項目がある場合や、基準を満たしている場合であっても、特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、「実現可能性（評価）」欄にA～Dの4段階で評価し、その評価内容を記入してください。

※ 改修難易度（評価）について  
以下の基準で評価する。

評価	基準（参考）
A	部分的かつ仕上材等の撤去・復旧を伴う改修 又は ソフト対応で解消可能 又は 小規模工事（130万円以下）等
B	部分的かつ下地材等の撤去・復旧を伴う改修 又は 改修費用（130超～500万円）が見込まれる 等
C	広範囲に改修 又は 部分的かつ構造躯体等に影響 又は 多額の改修費用（500超～1,000万円）が見込まれる 等
D	物理的に改修不能 又は 多額の改修費用（1,000万円超）が見込まれる 等

## ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

## I 敷地内通路・駐車場

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	主たる出入口まで連続性のある誘導により、誰もが安全に建築物の受付等に到達できる。		0 / 4
(2)	通路には段差がない。構造上段差が生じる場合は、段のある近くにスロープ等が併設されている。		
(3)	車いす使用者が利用できる障害者用駐車スペースを設けている。また、いつでも駐車できるように複数設けている。		
(4)	敷地の出入口付近には、インターホン、音声や文字情報などを組み合わせた案内装置を設けている。		
2	簡単		
(1)	出入口やそこに至る経路は、サインが確認しやすく、見通しのよい空間となっている。		0 / 2
(2)	音声音響案内は、音声はどこから発生されているかが分かり、かつ、はっきり聞き取れる。		
3	安全		
(1)	人と車の動線が交わらないよう通路は車路と分離している。やむを得ず分離していない場合、駐車場は見通しがよいものとなっている。		4
(2)	傾斜路は雨に濡れても滑りにくい仕上げとなっている。		
(3)	階段や傾斜路には手すりを設け、視覚障害者誘導用ブロック（警告用）を設けている。		
(4)	通路にある排水溝等の蓋は、路面との段差がなく、スリット等は、ベビーカーや車いすのキャスター、杖先が落ちないつくりとなっている。		
4	機能		
(1)	歩行者用の経路は、建築物の出入口まで必要以上に遠回りとなっていない。		0 / 5
(2)	敷地内通路は、車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅が確保されている。		
(3)	障害者用駐車場には、車の左右両側（うしろ）に乗降用スペースを設けている。		
(4)	障害者用駐車場から建築物の出入口までの通路には、庇などの屋根が設けられている。		
(5)	案内装置がある場合、位置や高さなどに配慮され、操作しやすいものとなっている。		
5	快適		
(1)	外壁の素材や色使いは、周囲の景観に配慮し、また植栽等も設置するなど心地よい空間となっている。		0 / 3
(2)	案内表示は、だれもが分かりやすいよう、文字の大きさや色使い、配置等にも配慮されている。		
(3)	障害者用駐車場は、建築物の出入口にできるだけ近く、車路を横断しなくても行き着くことができる。		
			0 / 18

施設管理者が記入

## ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

## Ⅱ 出入口

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	<b>公平</b>		
(1)	個別ニーズに対応できるよう、人を配置した受付が設けられている。又は、建築物の出入口付近は、出入口の場所を示す音声装置や点字表示などを合わせた案内板等が設けられている。		0 / 3
(2)	案内板は、子どもや車いす使用者も見やすいような、位置や高さに設置されている。		
(3)	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されており、視覚障害者が、人を配置した受付や案内板に到達できる。		
2	<b>簡単</b>		
(1)	出入口の扉は、開閉しやすい構造である自動引き戸が設置されている。		0 / 4
(2)	建築物の主要な出入口は、訪れた人がわかりやすい位置に設けられている。		
(3)	チャイムやインターホン等は、その所在が分かりやすく、かつ、操作しやすい。		
(4)	手動引き戸などの取手は、誰もが使いやすい縦棒状等となっている。		
3	<b>安全</b>		
(1)	自動引き戸には、安全センサーが設置されている。		0 / 3
(2)	自動引き戸には、非常時の対応のため、手動式の戸が併設されている。		
(3)	出入口のガラス戸には、衝突防止シール等の対策が講じられている。		
4	<b>機能</b>		
(1)	車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅が確保されている。		0 / 3
(2)	特に建築物の主要な出入口は、余裕を持った幅となっている。		
(3)	手動引き戸は、取手の位置や形状に配慮されており、操作しやすい。		
5	<b>快適</b>		
(1)	建築物の出入口付近に設けられている案内板等は、文字の大きさや配色、背景の色との対比等に配慮されており、見やすくわかりやすいデザインである。		0 / 1
			0 / 14

施設管理者が記入

## ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

## Ⅲ 廊下等・階段・エレベーター

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	廊下には段差がない。構造上段差がある場合は、段のある近くに、傾斜路や昇降機の設置がされている。		0 / 3
(2)	誰もが利用できるエレベーターが1以上設置されている。		
(3)	視覚障害者誘導ブロックは、乗降ボタンや触地図まで適切に敷設されている。		
2	簡単		
(1)	わかりやすい案内板等が適切に設けられており、目的となる部屋等に適切に誘導できる。		0 / 2
(2)	廊下の配置は、単純でわかりやすい。		
3	安全		
(1)	廊下や階段の両側に連続して、手すりが設置されている。		0 / 6
(2)	廊下等の床は滑りにくい仕上げであり、段には滑り止め等が設置されている。		
(3)	段や勾配の部分では、容易に段等が認識できるように、色・明度・仕上げ等の差に配慮されている。また、照明は安全に通行できるような明るさが確保されている。		
(4)	階段や傾斜路には、落下防止のための立ち上がり（両側）が設置されている。		
(5)	階段や傾斜路などに視覚障害者誘導ブロック（警告用）が適切に敷設されている。		
(6)	（防火戸が設置されている場合）分かりやすい位置に配置されており、車いす利用者等の通行が可能な構造となっている。		
4	機能		
(1)	廊下や階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅が確保されている。		0 / 6
(2)	廊下や階段の手すりは、利用者が使いやすいよう、2段設置されている。		
(3)	廊下、乗降ロビー、エレベーターのかご内など、車いす使用者が回転することができる空間が確保されている。		
(4)	エレベーター乗降ロビー及びかご内には、誰もが操作しやすい位置に操作ボタン等が設置されている。		
(5)	エレベーターのボタンは、ボタン操作時に音声と光で反応する等、ボタン操作への応答が視覚と聴覚でわかる。		
(6)	同一建築物内のエレベーターの操作盤等のボタンの配置は、統一されている。		
5	快適		
(1)	エレベーターは、主要な出入口から誰もが容易に確認できる位置に設置されている。		0 / 3
(2)	乗降ロビーの扉は、周囲の壁と異なる色となっている等、識別しやすい。		
(3)	建築物の用途や規模に応じて適切な大きさのエレベーターが複数設置されているなど、車いすやベビーカーを使用する人も含め、誰もが短い待ち時間で利用できる。		
			0 / 20

施設管理者が記入

## ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

## IV トイレ

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	<b>公平</b>		
(1)	だれもが利用できるトイレ（だれでもトイレ）が設けられている（車いす使用者、オストメイト、乳幼児を連れた人等）。		0 / 5
(2)	トイレ内の通路幅や便房の出入口の幅は、車いす使用者が利用しやすいよう、余裕を持った幅が確保されている。		
(3)	オムツ交換や衣服の着脱などのため、大人が横になることができる大きなシートが設けられている。		
(4)	小便器は、子どもから大人まで利用できるように、床置き又は低リップタイプが設けられている。		
(5)	だれでもトイレと、それ以外のトイレは近接して配置している。		
2	<b>簡単</b>		
(1)	利用者がわかりやすい位置に設けられており、案内板等も適切に配置されている。		0 / 3
(2)	出入口には、だれもが利用できる旨を示したわかりやすい標識や、便房内の設備が表示されている。		
(3)	トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックが適切に配置されており、音声や点字により男女別位置等を案内できる。		
3	<b>安全</b>		
(1)	出入口の開閉時に、手や衣服などが戸に挟まれたり、戸と戸袋の隙間に挟まることがないような工夫がされている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸と枠に接する面積を小さくするために戸の縁を丸くするなどの工夫</li> <li>・衝撃を和らげるため、ゴムなどの緩衝材を設けるなどの工夫</li> <li>・戸と戸袋の隙間に柔らかい材料を設置することで、指や衣服が引き込まれるのを防ぐ工夫</li> </ul>	施設管理者が記入	1
4	<b>機能</b>		
(1)	便房の戸は、取手を握りやすく、また、施錠操作がしやすい。		0 / 4
(2)	洗浄ボタンや紙巻器などは、便座に移乗せずに利用する車いす使用者にも考慮した位置に設置されている。		
(3)	同一建築物内のトイレは、男女別配置や、洗浄ボタン、紙巻器等の位置や操作方法が統一されており、同じ配置・同じ部品となっている。		
(4)	設備は操作がしやすい。		
5	<b>快適</b>		
(1)	清潔感のある色彩となっており、心地よい空間となっている。		0 / 3
(2)	だれもが心地よく利用できるよう、鏡の配置や設置方法が配慮されている。		
(3)	壁面・床面を清潔に保つため、こまめな清掃・維持管理がされている。		
			0 / 16

## ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

## V その他（子育て支援環境）

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所は、男女にかかわらず利用できる。		0 / 3
(2)	母乳による授乳のためのスペースは、間仕切り壁等で仕切るなど、視線を遮る工夫がされている。		
(3)	イベント会場などでは、利用者のニーズに応じ子育て支援環境を整えている。		
2	簡単		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所の位置は、建築物の案内板に表示されている。		0 / 3
(2)	授乳及びおむつ替えのできる場所は、乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に設置されている。		
(3)	ベビーチェアやベビーベッドなどを設けたトイレの出入口には、その旨がわかりやすく表示されている。		
3	安全		
(1)	便房内では、保護者が乳幼児から目を離さずに利用できるよう、保護者と対面した位置にベビーチェアが設置されている。		0 / 2
(2)	便房内のベビーチェアは、乳幼児がドアロックを開けないようドアから離れた位置に設置されている。		
4	機能		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所には、お湯を供給できるシンクや、哺乳ビンの消毒ができる設備が設置されている。		0 / 3
(2)	授乳及びおむつ替えのできる場所には、おむつ替えのためのベビーベッドが設置されており、また、おむつを捨てるためのゴミ箱が設置されている。		
(3)	トイレ内に、おむつ替えができるようなベビーベッドが設置されており、また、荷物台が設置されている。		
5	快適		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所は、入口がオープンとなっており、ベビーカーや車いすの使用者の出入りが十分な幅となっている。		0 / 2
(2)	相談等の受付カウンターや申込記入台の横には、ベビーチェアが設置されている。		
			0 / 13

施設管理者が記入

## ○ 自由記入欄

施設管理者が記入

※ 調査建築物独自の特徴や、施設に必要なユニバーサルデザイン整備の内容等、自由に記入してください。

## ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

## ★特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改修難易度（評価）
		受託者が記入 (業務範囲)		

## (注意)

- ① このチェックリストは、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入してください。
- ③ 調査項目について、基準に適合している場合は「○」、一部適合している場合は「△」、不適合の場合は「×」をチェック欄に記入してください。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目のチェック欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 特記事項は、調査の結果、基準を満たしていない項目がある場合や、基準を満たしている場合であっても、特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、「改修難易度（評価）」欄にA～Dの4段階で評価し、その評価内容を記入してください。

※ 改修難易度（評価）について  
以下の基準で評価する。

評 価	基 準（参考）
A	部分的かつ仕上材等の撤去・復旧を伴う改修 又は ソフト対応で解消可能 又は 小規模工事（130万円以下）等
B	部分的かつ下地材等の撤去・復旧を伴う改修 又は 改修費用（130超～500万円）が見込まれる 等
C	広範囲に改修 又は 部分的かつ構造躯体等に影響 又は 多額の改修費用（500超～1,000万円）が見込まれる 等
D	物理的に改修不能 又は 多額の改修費用（1,000万円超）が見込まれる 等





パブリック（福祉のまちづくり条例）

No.	施設名	所在地	I 敷地内通路・駐車場																		II 出入口					III 地下等・階段・エレベーター					IV 自転車					V 歩道					VI 自転車					VII その他																																											
			I 敷地内通路																		II 出入口					III 地下等・階段・エレベーター					IV 自転車					V 歩道					VI 自転車					VII-1 客室			VII-2 廊下			VII-3 乗降設備																																					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
1	〇〇学校	教育委員会管理地																																																																																							

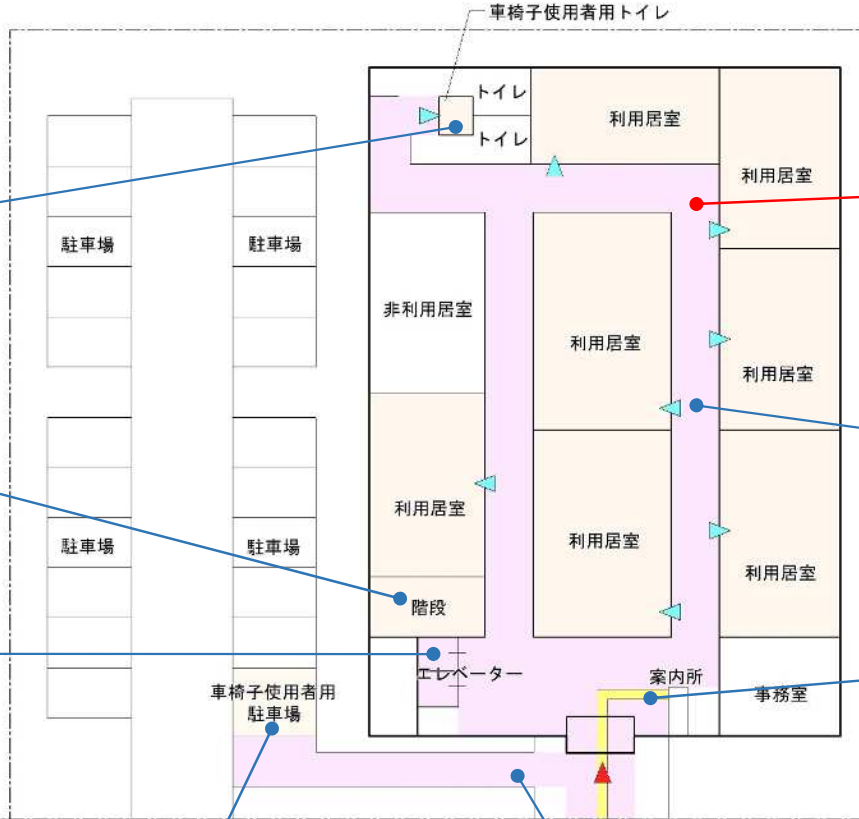
※区分（00調査の用途区分）

- ① 学校
- ② 職業訓練施設
- ③ 診療所（病室も有するもの）
- ④ 集会所
- ⑤ 公民館（地区集会所）
- ⑥ 物品販売場等
- ⑦ 旅館、ホテル
- ⑧ 公民館
- ⑨ 官公署
- ⑩ 共同住宅
- ⑪ 老人ホーム、保育園、福祉ホームその他これらに関するもの（主として高齢者、障害者等が利用するもの）
- ⑫ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに関するもの
- ⑬ 体育館、水泳場、その他これらに関する運動施設又は遊技場
- ⑭ 博物館、美術館、図書館
- ⑮ 飲食店
- ⑯ 公民館
- ⑰ 官公署



# バリアフリー法適合状況調査

## 建築物移動円滑化誘導基準の概要・移動等円滑化経路について



**トイレ(令14条)**  
 トイレを設ける場合には、車いす使用者が円滑に使える大きさや機能を持った便房を設けているか。

**階段(令12条)**  
 階段は手すりや点状ブロック等が敷設されているか。また、回り階段となっていないか。

**エレベーター(令18条)**  
 階と階の間の移動には、エレベーターで行けるか。

**傾斜路(令13条、令18条)**  
 スロープは緩やかなものとし、手すりや点状ブロック等が敷設されているか。

**駐車場(令17条)**  
 駐車場を設ける場合は、車椅子を使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車椅子を使用する方が使える十分な幅の駐車スペースが確保されているか。

**アプローチ(令16条、令18条)**  
 建物の出入口に通じる通路は広い幅で滑りにくい素材としているか。また、高低差のある場合には緩やかなスロープを設けているか。

■ :移動円滑化経路とは[令18条]

- ・道等から利用居室※までの経路
- ・車椅子使用者駐車場から利用居室までの経路
- ・利用居室から当該車椅子使用者用便房までの経路 等

(経路毎にそれぞれ最低1ルート以上を設定)

※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する居室

**廊下等(令11条、令18条)**  
 車いす使用者等の通行が容易なように十分な幅を確保されているか。

**案内設備まで通路(令21条)**  
 道等から案内板や案内所までの経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者用誘導ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けているか。

**案内表示(令19条、令20条)**  
 バリアフリー化されたエレベータやトイレ、駐車場の付近には、見やすく分かりやすい表示があるか。これらの施設の配置が分かる案内板や案内所を設けているか。

▲ ▲ :出入口(令18条)  
 建物の出入口、居室の出入口などの幅と前後のスペースを確保されているか。